

# 第4次山北町障害者計画 第7期山北町障害福祉計画・第3期山北町障害児福祉計画 概要版

## 1 計画策定の目的

山北町における障害福祉施策は「障害者基本法」に基づいて策定された「山北町障害者計画（第1次計画）」、「障害者総合支援法」に基づき策定された「山北町障害福祉計画」に沿って、各種事業や施策を展開してきました。

今回、2つの計画の見直し時期にあたり、第4次となる「山北町障害者計画」では、引き続き地域共生社会の実現を目指すとともに、障害のある人に配慮した情報伝達手段の普及や意思疎通支援の充実等を含むバリアフリーや差別解消・権利擁護の推進に係る施策のより一層の推進を目的とする基本計画として策定します。

また、第7期となる「山北町障害福祉計画」、第3期となる「山北町障害児福祉計画」では、国の指針に基づいて、これまで整備を進めていた地域の拠点等で機能の充実を図りながら、地域生活への移行を推進するとともに、地域で安心して生活を続けられるよう支援体制の強化に努めます。

## 2 計画の位置づけ

【「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」の概要】

### 市町村障害者計画

- 「障害者基本法」（第11条第3項）に基づく、障害のある方に対する施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（概ね5～10年程度）
- 多分野にわたる計画  
（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 等）

### 市町村障害福祉計画

- 「障害者総合支援法」（第88条第1項）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする

### 市町村障害児福祉計画

- 「児童福祉法」（第33条の20第1項）に基づく、障害児支援に係る障害福祉サービスの質の確保・向上を目的とする実施計画
- 計画期間：3年を1期とする

## 3 計画の期間

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
山北町 障害者計画	第4次計画					
山北町 障害福祉計画	第7期計画		第8期計画			
山北町 障害児福祉計画	第3期計画		第4期計画			

## 4 計画の策定方法

障害のある人の日常生活やサービス利用実態及び利用意向等を調査し、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定の基礎資料とするため、身体・知的・精神障害のある人とその他住民を対象に、令和5年（2023年）7月にアンケート調査を実施しました。

## 5 計画の基本理念

### 山北町障害者計画

#### ①人権の尊重・自立した生活と意思決定の支援

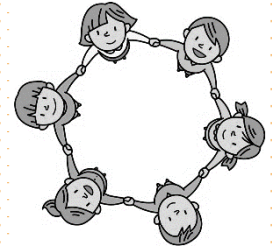
- 障害のある人が特性に応じて選択ができる障害福祉サービスの提供
- 障害のある人の差別解消・権利擁護のための正しい知識の定着
- 法改正に基づく合理的配慮の提供や虐待防止等の周知啓発

#### ③共に生きる社会の実現

- 障害の有無にかかわらずお互いを認め合い、個人として尊重するために必要な知識や正しい理解の促進
- 障害のある人との交流を通じて障害に対する理解を深められる交流機会の拡充や啓発活動の強化

#### ②障害のある人の社会参加の推進

- 障害のある人の社会参加や活動の障壁となるものを取り除く（バリアフリー化）
- 生活拠点としての住まいの確保や公共施設のバリアフリー化
- ICTやデジタル機器等による情報利用のしやすさ（情報アクセシビリティ）の向上
- 日中活動の場の拡充を中心に、障害のある人の社会参加や住民主体の事業への参画の推進



### 山北町障害福祉計画 山北町障害児福祉計画

#### ①障害のある人等の自己決定の尊重と

##### 意思決定の支援

- 障害のある人等が必要とする障害福祉サービスとその他の支援
- 障害のある人等の自己決定を尊重し可能にするための障害福祉サービスの提供体制の整備
- 障害のある人の自立と社会参加の実現

#### ③地域生活移行や就労支援等の

##### 課題に対応したサービス提供体制の整備

- 施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題への対応
- 地域資源を活用したサービス提供体制の整備

#### ②障害の種別・状況によらない

##### 充実した支援の提供

- 障害種別や特性に応じたサービス提供の充実
- 発達障害や高次脳機能障害、難病患者等を対象とした給付制度の周知

#### ④障害のある児童の健やかな

##### 成長のための切れ目のない支援体制の構築

- 乳幼児期の早期発見から就学中の教育的支援、卒業後の地域での生活支援や就労への移行支援まで、一貫した支援の提供
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の整備

## 6 成果目標

### 障害福祉計画

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人を対象に、地域移行支援等を利用して地域生活への移行を推進します。移行者数を数値目標として設定します。

令和8年度（2026年度）末までの地域生活移行者数

1人

#### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院している精神障害のある人の地域生活への移行を推進するため、自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

#### 3 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化・高齢化に対応できるよう、自立支援協議会を活用し、相談や地域の体制づくり等の機能を備えた地域生活拠点等を整備します。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設を利用している障害のある人を対象に、就労移行支援等を利用して雇用契約に基づく一般就労への移行を推進します。移行者数を数値目標として設定します。

令和8年度（2026年度）における一般就労移行者数（就労移行支援）

3人

#### 5 相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

#### 6 障害福祉サービス等の質の向上

サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数

9人

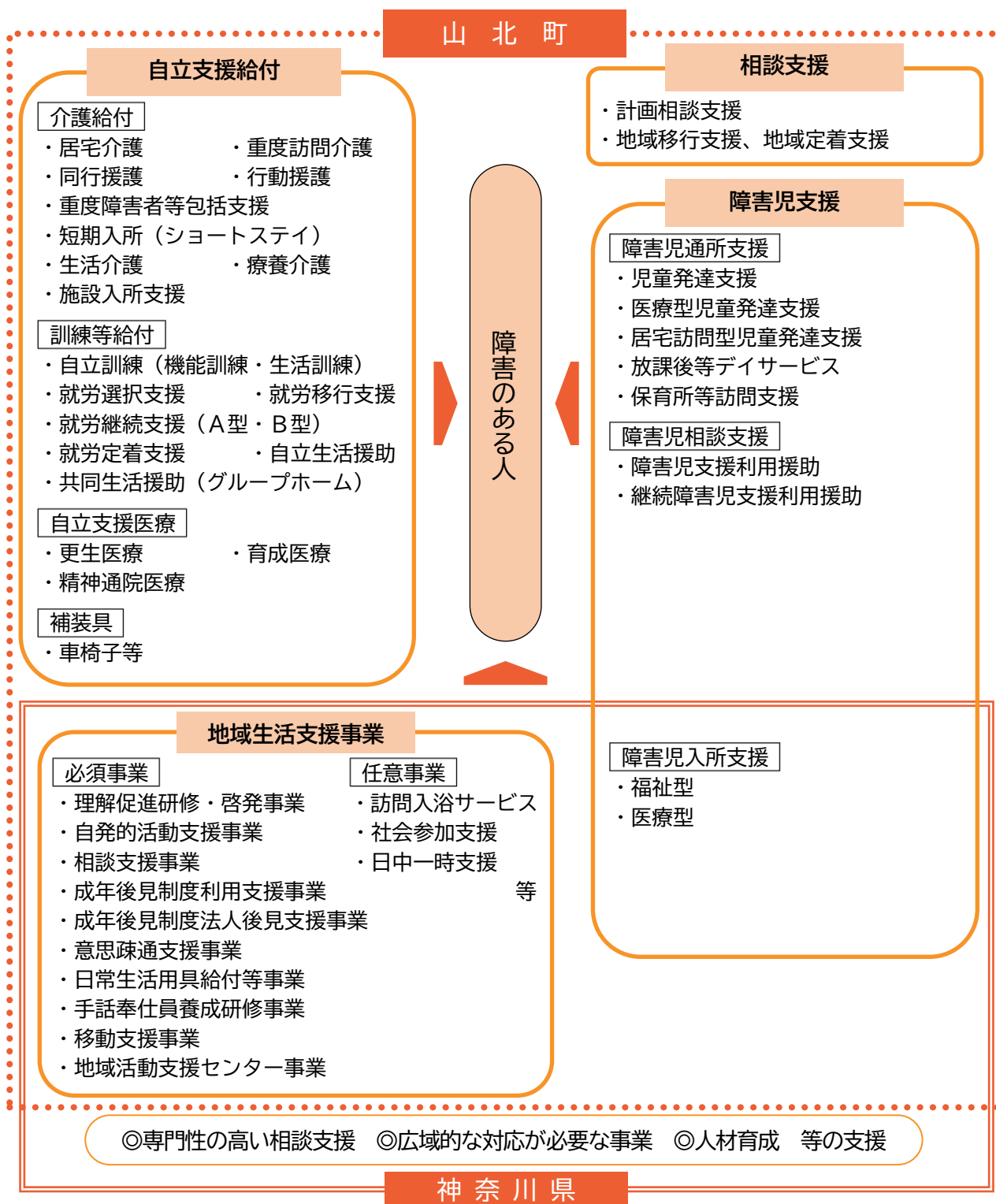
### 障害児福祉計画

#### 1 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援のニーズに対応する相談体制を構築し、サービスの拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上のために、事業所の設置や関係機関が協議する場の確保等について、具体的に数値目標として設定し取組を推進します。

児童発達支援センターの設置や、新たな支援体制を確保するための事業所の整備は、町単独では困難なため、協議の場の設置も含め圏域での対応を検討するため協議を進めていきます。

## 7 サービス提供体制の全体像



第4次山北町障害者計画 第7期山北町障害福祉計画 第3期山北町障害児福祉計画

山北町 福祉課

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4 電話 0465 (75) 3644・FAX 0465 (79) 2171

HP <http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>